

第三學年兒童用



修身書

文部省

明治
37 1 18
丙交

目 録

家庭における心得	
第一課 家族	一
第二課 孝行	二
第三課 友愛	三
第四課 祖先	四
第五課 親族	四
第六課 主人と僕婢	五
社會における心得	
第七課 社會	七
第八課 朋友	七
第九課 近所の人	九
第十課 他人の身體	九
第十一課 他人の財産	一〇
第十二課 他人の自由	一一
第十三課 他人の名譽	一二
第十四課 謝恩	一三
第十五課 正直	一四
第十六課 約束	一五
第十七課 度量	一六
第十八課 親切	一七
第十九課 慈善	一八
第二十課 正義と仁慈	一九
第二十一課 公衆	一九
第二十二課 社會の秩序	二〇
第二十三課 社會の進歩	二一
第二十四課 外國人	二三
個人としての心得	
第二十五課 自己	二三
第二十六課 身體その一	二四
第二十七課 身體その二	二四
第二十八課 身體その三	二五

家庭における心得

第一課 家族

親子兄弟姉妹 一家の中に、親睦して生活するは、大いなる幸福なり。

家族の人人は、たがひに助けあひて、その家の幸福と繁榮とをはかることを心がくべし。また、常に、家業に勉勵し、無益の費用をはぶき、正しき方法によりて、家を富すことをつとむべし。

家族は國家の基にして、家家の風儀よきときは、一國の風儀も、また、おのづから、よろしきにいたるべし。されば、

二
善良なる家風をつくるは、國家のためにも必要なり。

格言 家トトノウテ國治ル。

第二課 孝行

人は父母の養育を受けて、成長するものなれば、子として父母の恩を思はざるは、大いなる心得違なり。

子たるものは、父母の心を安んぜざるべからず。正しからざる行をなして、父母に心配をかくるは、不孝なり。また、常に従順にして、父母の命に従ひ、かつ、決して、愛敬の念を失ふべからず。

子たるものは、常に、行を慎み、身を立て、家を興して、父母の名をあぐべし。これ、また、孝行の道なり。

格言 父母ノ恩ハ山ヨリモ高ク、海ヨリモ深シ。

孝ハ親ヲヤスンズルヨリ大ナルハナシ。

第三課 友愛

兄弟姉妹は、たがひに、友愛の道をつくし、一人に喜ばしきことあらば、ともに喜び、悲しきことあらば、慰むべし。兄弟姉妹は、年齢も長じ、智慮もすぐれを^るべければ、よく、弟妹をいたはりて、これを助け、みづから、行を慎みて、弟妹の模範となるべし。弟妹も、また、兄弟姉妹を愛敬すべし。

兄弟姉妹は、一つの幹より出でたる枝のごとし。たがひに助けあひて、父母の名譽を全うし、家名をあぐることを心がくべし。

格言 キーダイハ兩手ノゴトシ。

第四課 祖先

祖先を敬ふは、わが國古來の美風なり。われ等は、この美風を子孫に傳へざるべからず。

祖先に對する務の中にて大切なるは、祖先の名を汚さざることなり。されば、行を慎み、業を勵みて、家名をあぐることをつとむべし。これ、祖先に孝なるゆゑなり。祖先より傳はりたる家産を保持し、また、新に家産をつくるも、祖先に對する務にして、わが不心得よりして、家産を破るがごときは、大いなる不孝なり。

第五課 親族

親族は、たがひに親しくし、たがひに助けあひて、その幸福と繁榮とをはかるべし。貧しき親族なりとて、これを賤むことなかれ。富みたる親族なりとて、みだりに、これに依頼することなかれ。親族に困難なること起らば、協力して、これにあたり、不時の災厄にあはば、たがひに助けあふべし。

親族は相互の名譽を重んじ、わが過よりして、親族にまで汚名をかうむらしむるがごときことなかれ。親族の間にて、禮儀をおろそかにすべからず。

格言 親シキナカニモ禮儀アリ。

第六課 主人と僕婢

僕婢を苛酷に使ふは、悪しきことなり。常に、僕婢を憐み、みだりに、その過失を責むることなかれ。

主人は、僕婢をして、喜んで、その職をつとめしむるよにすべし。また、子供をして、僕婢に、無理をいひかくるがごときことなからしめよ。

僕婢は従順にして忠實なるを要す。主人よりいひつけられたることは、力をつくして、これをなすべし。

僕婢は主人の名譽を重んじ、決して、主人をそしるがごときことなく、また、常に、主家のためをはかることをつとむべし。

格言 良主ノモトニ良僕アリ。

社會における心得

第七課 社會

人は、家族の人人の外に、社會一般の人人より種種の便益を受く。されば、社會一般の人人に對して、種種のつとめを有す。

社會に生活するものの、第一に心がくべきことは、共同なり。共同は人人各自のためのみならず、社會のためにも必要なれば、早くより、共同の習慣をつくるべし。

第八課 朋友

ある人はいはく、喜あるとき、これを語る朋友あれば、その

喜は倍し、悲あるとき、これを語る朋友あれば、その悲の半を減ず」と。まことに、この言のごとく、朋友は、實に大切なるものなり。

朋友は大いなる感化力を有するものなれば、これをえらばざるべからず。

朋友の交を結びし上は、かりそめにも、信義にそむくべからず。また、一旦結びし交は、やむを得ざることあるにあらざれば、かへざるをよしとす。朋友は、たがひに相戒めて、ともに、その發達進歩をはかるべきなり。

格言 水ハ方圓ノ器ニシタガヒ、人ハ善惡ノ友ニヨル。

善ヲ責ムルハ、朋友ノ道ナリ。

第九課 近所の人

人は近所の人より種種の便益を受く。學校を設け、公衆衛生に注意し、道路を修繕するがごとき、みな、近所の人と共同して、たやすくなし得ることなり。

古語にいはく、「おのれの欲せざるところ、人に施すことなかれ」と。この心得は、何人に對しても、守らざるべからざれども、近所の人に對しては、ことに大切なり。

第十課 他人の身體

他人の身體生命は、これを重んぜざるべからず。もし、これを害するときは、社會の安寧秩序を保ちがたし。しか

れども、他人、もし、われを殺害せんとするがごとき場合には、おのれの防衛のために、他人を害することありとも、やむを得ざるなり。
復讐は悪しきことなり。もし、他人より暴行を受けしときには、相當の手續をつくして、法律の制裁を請ふべし。腕力によりて、是非曲直を決せんとするがごときは、よろしからず。

第十一課 他人の財産

他人の財産は、これを重んぜざるべからず。瑣細なるものにて、他人の所有は、これを侵すべからず。ことに、詐欺脅迫の手段によりて、他人のものを奪ふがごときは、

はなはだしき悪事なり。

他人より金銭物品を借りたるときは、約束せし期限におくれずして返すべし。借りたる物品は、丁寧で使用して、損ぜぬよゝに心がくべし。また、他人より預りたるものは、おのれのものと同じく、大切にすべし。

第十二課 他人の自由

社會の安寧秩序を妨げざるかぎりにおいて、何人も行動の自由を有す。されば、決して、他人の行動を妨ぐることなかれ。

また、社會の安寧秩序を妨げざるかぎりにおいて、何人も思想の自由を有す。されば、他人と思想を異にするこ

とありとも、その人に對して、決して、思想の自由を妨ぐるがごときことあるべからず。われ等は、また、社會の安寧秩序を妨げざるかぎりにおいて、信教の自由を有す。おのれの信ずるところによりて安心するは、人人の自由なれば、決して、他人の信仰を妨ぐべからず。

第十三課 他人の名譽

自己の名譽を重んずると同じく、他人の名譽につきても、これを傷けざるよゝ注意すべし。他人の名譽を傷くるは、嫉妬心、黨派心、競争心、復讐の念などより發すること少からず。されば、常に、これ等の私

情にうちかつよゝにすべし。

他人をそしり、または、その過失をあばきて、信用を失はしめ、事實を捏造して、人を誣ふるがごときは、いづれも、他人の名譽を傷くるものなれば、決して、かかることをなすべからず。

第十四課 謝恩

恩を受けては、忘るべからず。その當時は、感謝の心あれども、年月を経るにしたがひ、いつしか、これを忘るるがごときは、道にかなへることにあらず。

金錢物品を惠まれたるとき、それに相當するものを以て報ゆれば足れりと思ふべからず。永く、感謝の心を有

することなければ、謝恩とはいひがたし。また、父母教師等の教を守りて、その志を空しうせざるは、すなはち、その恩に報ゆるゆゑなり。

格言 施シタ恩ハオモフナ、受ケタ恩ハ忘レルナ。

第十五課 正直

正直は、人としても、とても大切な心得の一つにして、自己のためにも、社會のためにも、かくべからざることなり。

人の、虚言をいふを見るに、他人を騒がして、笑ひ興ぜんためにするもあり。他人の怒を恐れて、わが過をかくさんためにするもあり。わが才能をほこらんために、事實

をかざりていふもあり。または、目前の利益のために、心にもなきことをいふもあり。これ、みな、いやしむべきことなり。その外、不正なる枱秤を用ふること、粗悪なる物品をいつはり賣ること等は、はなはだ不正直なる行なれば、深くいましむべし。

格言 正直ハ一生ノ寶。

第十六課 約束

約束は、かならず、これを守るべし。されば、かるがるしく、これをなすべからず。正しからずと思ふことと、實行し難しと思ふこととは、約束するなかれ。

一旦約束せしことは、みだりに破るべからざれども、そ

の約束が法令、または徳義にそむけることに氣づきたるときは、實行することなかれ。また、正しき約束にても、不慮の事變のために、これに違ふは、やむを得ざることなり。

第十七課 度量

人と交るには、度量を大きくすべし。おのれに對して、無禮なる言行をなすものありとも、みだりに怒るべからず。

ワシントン、あるとき、一人の將校と議論せしに、その將校は怒りて、ワシントンをなげ倒せり。されど、ワシントンは、これがために怒ることなく、翌日、その將校のもと

にいたり、あらためて親しき交を結ばん。といひ出で、それより、仲よき友たちとなりたりき。ワシントンのごときは、度量の大なる人といふべきなり。

第十八課 親切

人と交るには、親切を旨とし、その難儀にあへるを見ては、同情を以て、これを救ひ、その人のためになることは、世人の知ると知らざるとにかかはらず、勞を惜まざりて、なすべし。

人は、おのおの、その性質を異にすれども、全く、良心を有せざるものは、稀なり。されば、親切を以て、これに接すれば、心がけ悪しき人にて、つひに、親切を以て應ずるに

いたること多し。

第十九課 慈善

世には、生れながらにして、不具なるものあり、不幸の境遇にあるものあり。病氣、または、災厄のために、不幸に陥れるものあり。これ等の人に對して、慈善を施すは、人たるものの務なり。

わが國にては、古くより、慈善の事業行はれしが、近年にいたり、孤兒院、感化院、貧民病院、貧民學校等の設、次第におこり來りたれども、なほ、十分なりといふを得ず。われ等は、ますます、力を用ひて、かかる事業を發達せしめざるべからず。

第二十課 正義と仁慈

人の身體、財産、自由、名譽を重んじ、恩を忘れず、約束を違へざる等は、正義なり。度量を大きくし、親切をつくし、慈善を施す等は、仁慈なり。

正義と仁慈とは二つながら大切なものにして、これをおかね備ふるにあらざれば、徳において全き人といふべからず。

第二十一課 公衆

公衆とともに、社會の中に生活する上は、あひたがひに慎みて、人の迷惑となることをさくべし。

社寺、公園等の樹木を折るがごとき、車馬、通行人の妨を

なすがごときは、いづれも、深く慎むべし。

公衆衛生を重んずることも、また大切なり。飲料水に汚物、塵芥を投じ、道路に腐敗物を棄て、傳染病の豫防、消毒をゆるかせにするがごときことあるべからず。

集會の時刻を違へ、衆人雑沓の場所にて、他人をおしのけ、汽車、汽船等の中にて、無作法なる舉動をなすなど、公衆の迷惑となることは、すべて、これを慎むべし。

第二十二課 社會の秩序

社會の秩序は風俗習慣によりて、維持せらるること多ければ、みだりに、これにそむくべからず。不都合なる風俗習慣は改めざるべからざれども、かるがるしく決行

するは、よろしからず。

また、社會の秩序を保つに大切なるものは、法令なり。されば、かりそめにも、これを破るべからず。もし、他人、これを破りて、わが權利を侵害することあらば、相當の手續を経て、その回復をはかるべきなり。

第二十三課 社會の進歩

社會の盛になるも衰ふるも、多くは、その中に生活する人人の心得如何による。されば、何人も社會の進歩をはかる心がけなかるべからず。

社會の進歩をはかるには、まづ、わが職業に勉勵して、その成功を期すべし。また、進んでは、世のために有益なる

事業をおこして、社會の利益を進むべし。一身一家ををさめずして、世のためにはからんことをつとむるは、順序を誤れるものなり。

第二十四課 外國人

内國人に對して守るべき心得は、外國人に對しても、同様に守るべきものなれども、この外なほ、心得おくべきことあり。

外國人と交るに當りては、言語舉動を慎み、日本人たるの品位を傷けざるより心がくべし。外國人に對して、無作法なる言行をなすは、ただに、わが品位を傷くるのみならず、また、國家の名譽をけがすものなり。

わが國に來る外國人は、多くは、わが國の言語、風俗に通ぜざるものなれば、親切に取扱ふべし。

個人としての心得

第二十五課 自己

われ等は家族の人に對する務と、社會の人に對する務とを有するがごとく、また、自己に對する務を有す。

自己に對する務の中には、自己の身に對する務と、自己の心に對する務との二つあり。身に對しても、心に對しても、よく、その務を守り、ともに、よく發達せしめて、その働を十分ならしめざるべからず。自殺をなすがごとき

は、はなはだ悪しきことなり。

第二十六課 身體(その一)

身體健康なれば、何事をなすにも困難少く、健康ならざれば、何事をなすにも容易ならず。されば、人たるの務をつくさんには、身體を健康ならしむること大切なり。身體健康ならざれば、その心も、また、健康なること能はず。されば、身體の健康に注意することは、心のためにも大切なり。

格言 健康ナル精神ハ健康ナル身體ニ宿ル。

第二十七課 身體(その二)

身體の強壯なると否とは、その人の生れつきによるこ

と多し。されど、強壯ならざる人も、攝生に注意すれば、健康を保つことを得べく、強壯なる人も、攝生に注意せざれば、健康を害して、虚弱となるをまぬかれず。

身體は食物によりて養はるるものなれば、なるべく、滋養あるものを選ぶべし。暴飲暴食は身體に害あれば、深く慎まざるべからず。

格言 病ハ口ヨリ入ル。

第二十八課 身體(その三)

身體を健康ならしむるには、飲食を慎むことの外に、なほ、よく、運動をなすこと肝要なり。腕を多く使へば、その腕、よく發達し、脚を多く使へば、そ

9113a1

の脚よく發達す。ゆゑに、身體を十分に發達せしめんには、よく、これを働かすべし。空氣新鮮に、光線十分なる所にて運動するは、もともよろしとす。體操は身體の各部を一樣に發達せしむるものなれば、その效はなほ大なり。されど、運動も度を過ぎぬよ一注意すべし。また、皮膚を強壯にし、身體を清潔にすることも、はなほだ大切なり。

をばり

明治三十七年一月十一日印刷
明治三十七年一月十二日發行

著作權所有

著作兼
發行者

文部省

印刷者 石川金太郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 英舍

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

249

3/249